

個別事案 8

(単位：千円)

契約の名称	臨湖団地 1 号棟 101 号室空家修繕工事 臨湖団地 2 号棟 517 号室空家修繕工事			
担当部局／担当課	都市計画部 住宅課			
相手先	A			
見積書を入手した業者数	それぞれの工事で 3 者ずつ			
当初契約金額	1,134	当初設計金額	—	
	1,202		—	
最終契約金額	1,134	最終設計金額	—	
	1,202		—	
特定財源	有無	無	区分	—
	名称	—	当該契約への の充当額	—

1. 契約内容

(1) 契約の概要

いずれも、市営住宅の入居者退去に伴い実施した空家修繕工事である。

両工事ともに 100 万円を超えており、現状復旧工事としては高額なものとなっている。これは臨湖団地そのものが建設から相当年数経過しており、修繕費が高額となる傾向があることや、市営住宅が低所得者層に対する福祉政策として借主が負担すべき現状復旧費用を造作の変更や借主の過失であることが明らかな場合に限定されているためである。

(2) 設計額の積算方法

設計額は算定していない。見積金額の妥当性については、見積書を建築課において査定することによって検証されている。

(3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

それぞれ 130 万円以下の小額工事であるため随意契約とした。

(4) 完了確認の方法

完工届を入手するとともに、職員が現場を検査して完了確認を行っている。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 工事内容について

「契約の概要」に記載の通り空家修繕工事としては高額なものとなっている。見積書を3者から徴取した上で、建築課での金額を査定を行っていることから工事金額そのものは妥当であると判断できる。しかし、そもそも大津市が負担している修繕工事に借主が負担すべきものが含まれていないかどうか、今後の修繕工事についても留意を要する。

個別事案 9

(単位：千円)

契約の名称	都市公園施設維持業務			
担当部局／担当課	都市計画部 公園緑地課			
相手先	財団法人 大津市公園緑地協会			
見積書を入手した業者数	1 者			
当初契約金額	338,584	当初設計金額	—	
最終契約金額	338,845	最終設計金額	—	
特定財源	有無	無	区分	—
	名称	—	当該契約への充当額	—

1. 契約内容

(1) 契約の概要

大津市内の公園施設、運動施設等の維持管理業務委託である。対象となる公園は 226 ヶ所であり、具体的な業務内容は、ごみ収集、清掃、除草及び搬出、便所維持、遊具点検、池・噴水等の清掃及び点検、都市公園・緑地内樹木剪定、芝生管理、灌水、病虫害防除等、施肥、枯損木の処理、公園パトロール、放置車両対応、ホームレス対応、公園等管理に係る経理、行為許可事務と多岐にわたっている。

受託者である(財)大津市公園緑地協会(以下「緑地協会」という。)は大津市が 100% 出資している外郭団体であり、平成 5 年に発足している。平成 23 年 3 月末における総職員数は 79 名(うち、大津市からの派遣職員 6 名)となっており、本契約以外に 17 都市公園の指定管理者として、大津市から指定を受けている。

しかし、当該業務のうち大部分は外部業者に再委託されていることから、緑地協会職員が行っている業務は再委託業者の管理と緊急時の対応等に限定されているのが現状である。

過去 5 年間の当該業務の委託料の推移は、以下のとおりであり、平成 21 年度までは増加傾向であったが、平成 22 年度に委託料が減少している。

(単位：千円)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
委託料	318,372	340,093	344,925	358,582	338,845

(2) 設計額の積算方法

設計額の積算は公園緑地課で行っている。なお、当初設計額と契約額が同額となっているが、これは緑地協会が提出した当初見積金額が設計額を上回っていたため、交

渉により値下げを実施したためである。

(3) 随意契約の理由並びに業者選定理由

見積書は緑地協会のみから提出させており、1者特命の随意契約となっている。この理由として以下のものが挙げられている。

1. 住区基幹公園の有料施設を有しない近隣公園、街区公園、特殊公園、都市緑地等については、その規模や地域性等により、市民からの幅広い要望に答えるとともに利用の平等性の確保に対応する必要がある。緑地協会はこうした各種要望等に対し、長年培ってきた経験等により臨機応変に対応しながら都市公園の維持管理を行うことができる。
2. 公園緑地、運動施設の維持管理については、専門知識を有した職員が数多くおり、長年積み上げてきたノウハウを生かし、緑地と施設を市内同一レベルの基準で一体管理することができる。
3. 当該団体はボランティア育成活動を長年実施し、各種団体等の設立や育成に携わるとともに、公益法人として公平・公正な立場にたつて89ある各種団体等の育成指導も実施している。

このような理由から、この業務を委託できるのは緑地協会のみであるとして平成7年から継続して随意契約を締結している。

(4) 契約に変更がある内容

電気料金及び水道料金の精算のために、平成23年3月31日付で261千円増額変更を行っている。

(5) 完了確認の方法

管理作業内容については、各公園ごとに業務内容と実施時期及び回数が定められており、受託業者はこれに従って業務を遂行している。

契約書上、委託業務を完了した時は、遅滞なく書面により委託業務の完了したことを報告しなければならないとなっており、更に、大津市はこの報告を受けた時は、速やかに委託業務完了の確認のための検査を行うものとなっている。

しかし、実際には書面による完了報告を月次で入手しているものの、これに基づく検査は実施されていない。

(6) 緑地協会における業務執行状況

緑地協会は大津市が100%出資する外郭団体であるため、緑地協会における業務執行状況を調査した。その結果は以下のとおりである。

① 委託先の業者選定

業者の選定は基本的に入札により行われている。随意契約となるのは小額の契約（工事で100万円以下、委託で50万円以下）及びシルバー人材センター等政策的随意契約に限られている。

② 完了確認の方法

再委託業者の業務執行の完了確認については、作業現場が多いこともあり、現場での確認は限定されている。工事請負費（注1）に関しては写真による確認としている。委託に関しては、協会のパトロール班がパトロール業務の一環として確認するが、委託業務の確認がパトロール班の業務の目的ではないため業務完了ごとに確認できているわけではない。また、業務に不備があれば近隣住民からの苦情があるため、その対応をするとともに業者に対して指導も行っている。

③ 緑地協会における当該委託業務の収支

平成22年度の当該委託業務について緑地協会における収支は以下のとおりである。なお、この収支は大津市に対しても報告されている。

（単位：千円）

項目		平成22年度金額
収入		338,845
支出	人件費	39,385
	委託料	73,523
	工事請負費	107,449
	その他諸経費	59,913
	事務費	25,080
	合計	305,353
事業活動外支出（注2）		21,920
収支差額		11,572

（注1）大津市から緑地協会に当該委託契約の中で委託された業務のうち、樹木剪定、除草等、街路及び公園樹木維持管理業務の再委託費を工事請負費として計上している。

（注2）事業活動外支出とは当該委託契約の業務以外で支出した費用である。

2. 監査結果

（1）外郭団体への1者特命随意契約について

当該業務を長期間にわたって緑地協会との1者特命随意契約を締結している理由は上記「1. 契約内容（3）随意契約の理由並びに業者選定理由」に記載しているが、公園の維持管理業務については、当協会でなければならぬ特別の理由は見当たらず、内容そのものは対応可能な業者もあると思われる。入札等により業者を選定すべきであると考えられる。

（2）完了報告及び検査について

現在、契約書で要求されている完了報告に基づく検査は実施されていない。

委託料を支出するに当たっては、契約書に基づく業務が確実に履行されているか否

か適正に検査を実施されたい。

(3) 再委託に関する承諾について

当該業務の委託契約書には「乙（緑地協会）は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲（大津市）の承諾を得たときは、この限りではない。」と記載されている。

協会が再委託先を決定する際、事前に大津市から承認は得ているが、伺い、承認ともに口頭で行われるのみで文書としては残されていない。

契約書上、原則として再委託を認めないことになっており、例外的に大津市が承諾した場合に限って認められている。このような例外的な取扱いを認めるのであれば、その承諾は口頭ではなく文書によって取り交わすべきである。

3. 意見

(1) 委託業務の分割について

監査結果（1）において「入札等により業者を選定すべき」と記載したが、これだけの規模の業務を一括で受注できる業者は他にないかもしれない。しかし、緑地協会においても多くの業務を再委託していることは前に述べたとおりである。これら再委託先の業者と大津市が直接契約を締結し、協会にはその管理業務を委託するという形式も可能ではないかと思われる。地域あるいは業務別に分割して入札等により業者決定すれば、競争の原理に基づく経費の削減や公平性及び透明性の確保が図れることとなり、管理業務も入札を実施することが可能となるかもしれない。仮に管理業務について応札する業者がなかったとしても随意契約の部分は最小限にとどめられると思われる。管理業務受託者にノウハウがあれば大津市内の公園の管理水準を一定に保つという要請に対しても応えることができる。

以上の理由から当該業務に関して、競争の原理に基づく経費減や公平性及び透明性の確保のため全体を一括して契約するのではなく業務を分割した上で、入札等による業者選定を検討すべきであると考えます。

(2) 緑地協会における当該委託業務の収支について

1. 契約内容（6）緑地協会における業務執行状況に記載のとおり、当該業務に関しては、事業活動外支出 21,920 千円、収支差額 11,572 千円が計上されている。事業活動外収支は当該業務以外の目的での支出であるため収支差額との合計である 33,492 千円が当該業務を受託したことによる緑地協会での利益であると考えられる。

これが適正な競争入札により落札された結果、生み出されたものであれば企業努力により獲得された適正な利益と考えることができるかもしれないが、大津市の 100%出資の外郭団体に対する 1 者特命の随意契約であるということを考慮すると、委託料と

して支出された金額の一部が外郭団体に留保されているともいえる。

緑地協会の適正な利益確保を否定するものではないが、過去の緑地協会における実績額を考慮して設計額を積算し、委託料の減額に努めるべきである。

個別事案 10

(単位：千円)

契約の名称	柳が崎湖畔公園護岸整備工事					
担当部局／担当課	都市計画部 公園緑地課					
相手先	A					
当初契約金額	79,012	当初設計金額	—			
最終契約金額	81,985	最終設計金額	—			
入札	入札形式	指名競争入札				
	落札価格	79,012	落札率（落札価格／当初設計金額）	84%		
	予定価格	89,290	割合（予定価格／当初設計金額）	95%		
	最低制限価格	74,927	割合（最低制限価格／当初設計金額）	80%		
	登録業者数	18	指名業者数	10	辞退者数	0
	入札参加者数	10	失格者数	2		
	入札最高額	89,290		入札最低額	75,250	
特定財源	有無	有	区分	国		
	名称	社会資本整備総合交付金	当該契約への充当額	40,977		

1. 契約内容

(1) 契約の概要

大津市柳が崎にある柳が崎湖畔公園の護岸整備工事である。工期は、平成 22 年 10 月 19 日から平成 23 年 3 月 22 日であり、完成引渡しは、平成 23 年 3 月 24 日となっている。

(2) 設計額の積算方法

外部業者に設計を委託し、これを基に公園緑地課にて設計額を積算している。

(3) 指名業者選定基準及び選定方法

指名業者の選定は業者選定委員会で行われている。選定基準は総合評定値が 760～849 点、許可区分が特定、完成工事出来高が 3,000 千円以上の大津市内に本社を置く業者であり、要件を満たす 10 者が選ばれた。

また、請負業者の決定は、総合評価方式受注希望型指名競争入札を採用している。総合評価方式とは、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定するものである。

当該案件についての価格以外の要素は、以下のとおりである。

分類	評価項目	評価内容	配点
簡易な施工計画	施工管理	緩傾斜部分の石張工施工管理について	3
	環境対策	鋼矢板施工に伴い、施工現場周辺の構造物並びにマンション等へ影響を及ぼさないよう振動、騒音に対する環境対策における工夫について	2
企業の施工能力等		護岸整備の施工に伴い、濁水に対する工夫について	2
	配置予定技術者	配置を予定する技術者の継続教育学習制度(CPD)への取組	2
	ISOの認証取得	ISO9001の認証取得の有無	0.5
		ISO14001の認証取得の有無	0.5
	地域貢献度	防災協定の締結	1
		琵琶湖一斉清掃における協力(平成22年度)	1
消防団員の雇用状況		1	

入札参加者は価格及び表の技術提案をもって入札し、次のa及びbの要件を満たす者のうち、下記①によって得られる標準点と加算点の合計を入札価格で除した数値(以下評価値)の最も高い者を落札者とする。

- a. 入札価格が予定価格以下で、最低制限価格以上であること。
- b. 表の技術提案の内容が適切であること。

① 予定価格以下で、最低制限価格以上の入札者に対して、施工計画等の技術提案が適切であれば標準点として100点を与え、更に技術提案の評価に応じて、最高で13点の加算点を与える。

なお、当該入札では入札業者のうち最低制限価格以下で失格となった2者を除いた8者のうち、落札業者の入札価格は6位、評価値では2位であった。

この総合評価方式による業者選定は天津市では現在、試行的に取組まれており、平成22年度では当案件を含めて3件について採用されている。

(4) 契約に変更があればその内容

掘削時に新たに発生した支障埋設物の撤去処分、並びに施工区域が狭隘であることに伴う掘削土の一時仮置のための小運搬による増工等により2,972千円の増額となっている。

(5) 完了確認の方法

完工届を書面にて提出させるとともに、検査員が検査を行い工事が完了していることを確認している。

2. 監査結果

記載すべき事項はない。

3. 意見

(1) 総合評価方式について

総合評価方式による入札では、技術提案等その他の要素も含めて総合的に評価されるため、単に価格が低だけの業者は落札できないという長所がある。しかし、技術提案については、評価する項目、配点等によって特定の業者が有利となるように導くことは可能であると思われる。総合評価方式について評価選定基準に恣意性が介入しないよう留意されたい。